２０２４年8月８日（お知らせ）

令和６年７月 25 日からの大雨被害により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

この度の大雨により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、ＪＡでんきとして下記の特別措置を実施させていただきますので、お知らせします。

記

１．対象地域

下表記載の災害救助法が適用された地域

	市町村
災害救助法適用市町村（7/25適用）	[秋田県]　横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村 [山形県]　鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東田川郡三川町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町

２．特別措置の内容

（１）電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの 2024 年６月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります）、７月、８月および９月分の電気料金の支払期日を各々１カ月間延長します。

（２）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から６カ月間に限り申し受けません。

（３）使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025 年１月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

３．その他

（１）上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」をご提出いただくことがあります。

（２）特別措置の適用をご希望されるお客さまは、ＪＡでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以　上